

令和4年度 介護職員（高齢介護）各種処遇改善手当清算について（通達）

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算額に対し、見込みにて皆様へ支払いをしておりますが、過払い金及び余剰金が発生しましたので、5月分給与（5/25支給）にて下記のとおり調整を実施します。

令和4年度期間 （令和4年6月分～令和5年5月分給与）

対象者 介護職員（正規社員）210名計算

【処遇改善加算（高齢介護）】

処遇改善加算額（年額） 121,866,412円
支給額（年額） 124,624,465円 ※5月分（1カ月分）は予定額で計算
過払い金（予定年額） 2,758,053円

【特定処遇改善加算（高齢介護）】

特定処遇改善加算額（年額） 37,283,617円
支給額（年額） 31,361,075円
余剰金（年額） -5,922,542円

【ベースアップ等支援加算（高齢介護）】

ベースアップ等支援加算額（年額） 11,653,631円
支給額（年額） 13,035,122円
過払い金（予定年額） 1,381,491円

【過払い金調整方法】

5月25日 給与にて支給

	（現状）	5/25 給与時
特定処遇手当	0	26,000
処遇改善手当	25,000	15,000
ベースアップ手当	7,500	0

令和5年5月16日
社会福祉法人一燈会
理事長 山室 淳